

福岡市 新・緑の基本計画

平成 21 年 5 月

福 岡 市

<目次>

『序. 計画策定にあたって』	1
【1】計画の背景と目的	2
【2】緑の基本計画とは	2
【3】本計画における「緑」の定義と「緑の役割」	3
【4】計画の位置付け	4
【5】目標年次	4
【6】計画の構成	4
『第1部 福岡市の緑の現況と課題』	9
第1章 福岡市の状況	10
【1】都市の概況	10
【2】福岡市を取り巻く社会環境の変化	11
【3】都市づくりの方向性	15
第2章 福岡市の緑の現況	16
【1】緑の特徴	16
【2】緑の変遷と量	20
【3】福岡市の緑をとりまく状況	27
【4】現計画の成果、施策の進捗状況	58
【5】緑に関する市民・企業の意識と行動	67
第3章 福岡市の緑の課題	78
『第2部 基本理念と緑の将来像』	84
第1章 基本理念	85
第2章 緑の将来像	87
【1】緑の将来イメージ	87
【2】緑の将来像図	91
【3】計画期間における緑の目標値（平成32年）	93
第3章 将来像を実現するための基本方向の枠組み	99
『第3部 計画推進の基本方向と施策』	102
第1章 6つの基本方向とそれにもとづく施策	103
序. 基本方向－施策体系の枠組み	103
基本方向1. 森の緑地環、緑の腕、博多湾水際帯を守り、つなぎます	105
…基本方向、配置計画図、施策の体系、施策の基本的考え、主な事業・制度、市民・市民団体・企業の役割	
基本方向2. 山すそから海岸まで緑の水脈と緑のみちで結びます	113
基本方向3. 九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい個性と風格を、緑と歴史でつくります	121
基本方向4. 心を癒し身近な生活に潤いをもたらす緑をつくります	131

基本方向5．福岡県西方沖地震を教訓に、安全・安心を支える緑をつくります	149
基本方向6．市民・企業による主体的な緑のまちづくりを支えます	155
6つの基本方向実現のための施策の一覧（全101施策）	163
第2章 事業・制度の体系	164
第3章 重点化の方針	165
【重点分野ア】二酸化炭素吸収など多様な公益的機能を有する森林の保全 …重点化の考え方、重点事業・取組、成果指標、方針図	166
【重点分野イ】中央緑地帯の緑の腕の保全と管理を核とした緑のエリアマネジメントの促進	167
【重点分野ウ】博多湾東部地域における緑づくり	170
【重点分野エ】様々な緑の充実による市街地のエコロジカルネットワークの強化	172
【重点分野オ】ヒートアイランド現象緩和に貢献する緑の創出	173
【重点分野カ】都心部での緑の顔づくり、歴史を彩る緑づくり	176
【重点分野キ】新たな拠点における緑の顔づくり	179
【重点分野ク】既存ストックを活かした、多様なニーズに対応する緑の公共空間の充実	180
【重点分野ケ】市民の生活に密着した緑の創出	182
【重点分野コ】子どもが健やかに育つ緑の充実	183
【重点分野サ】健康づくりの場となる緑の充実	184
【重点分野シ】災害への備えとなる緑とオープンスペースの充実	185
【12の重点分野を支える取り組み】 市民による緑のまちづくり活動の促進、企業による緑を通じた社会貢献の促進、新たな制度等の活用	186
第4章 緑化重点地区及び保全配慮地区の方針	188
【1】緑化重点地区	188
【2】保全配慮地区	190
第5章 区別計画	192
『第4部 計画の推進方策』	207
第1章 計画の推進体制	208
【1】各主体の役割	208
【2】計画推進のための組織づくり	208
【3】各主体、関係機関との連携	209
【4】計画推進のための財源の確保	209
第2章 計画の進行管理	210
【1】進行管理のサイクル	210
【2】実施計画の策定	210
【3】進捗状況の点検・公表	210
第3章 リーディングプロジェクト	211
【1】都心部でリーディングプロジェクトを展開する背景、趣旨	211
【2】都心部での緑づくりの5つの方向性	211

『序. 計画策定にあたって』

【1】計画の背景と目的

- 本市では昭和 49 年に「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」を制定し、同条例に基づいて緑のまちづくりを推進し、昭和 58 年には「第 3 回緑の都市賞」において内閣総理大臣賞を受賞しました。その後、平成 11 年には「福岡市緑の基本計画」を策定し、平成 22 年を目標年次として、自然と共生する花と緑の国際文化都市をめざして、より一層の緑のまちづくりを推進しています。なお、「福岡市緑の基本計画」は、平成 15 年に（社）日本公園緑地協会が実施した全国の緑の基本計画の評価において、最も優れた計画とされました。
- 一方、平成 16 年に景観緑三法^{※1}が制定され、また平成 19 年には第 3 次生物多様性国家戦略が閣議決定、さらに平成 20 年には歴史まちづくり法^{※2}が制定されるなど、緑を取り巻く社会的状況が大きく変化しており、緑の基本計画においてもその変化に対応する必要があります。
- さらに、平成 15 年に、緑の基本計画の上位計画である「福岡市基本計画」が改定されたほか、関連計画である「福岡市環境基本計画」、「福岡市都市計画マスタープラン」、「福岡市景観計画」の改定や策定がなされていることから、基本的考え方などの整合を図る必要があります。
- 以上を踏まえ、「福岡市緑の基本計画」をさらに発展させ「福岡市 新・緑の基本計画」として策定するものです。
- この計画は、本市の「緑」に関する政策の総合計画として機能し、一貫した「緑」の政策の展開を図りつつ、市民の意見を反映して策定し、公表することで、市民と共働した緑のまちづくりを進めることを目的とします。

【2】緑の基本計画とは

- 「緑の基本計画」とは、都市緑地法第 4 条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市公園の整備や特別緑地保全地区の指定など都市計画法に基づく諸制度の活用のみならず、道路、河川、港湾、学校等の公共公益施設の緑化、市民や企業などの民有地における緑地の保全や緑化、さらに緑化意識の普及啓発などソフト面の施策も含めた、都市の「緑」全般に関する幅広い総合計画です。
- 本計画では、行政自身の取組方針を示すとともに、緑のまちづくりにおける市民、企業、NPO など各主体の役割がより発揮されるための方針や施策を示します。

※1：平成 16 年に改正もしくは制定された以下の緑と景観に関する基本的な法律の総称。

①都市緑地法、都市公園法（改正） ②景観法（制定） ③屋外広告物法など（改正）

※2：正式名称「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」

【3】本計画における「緑」の定義と「緑の役割」

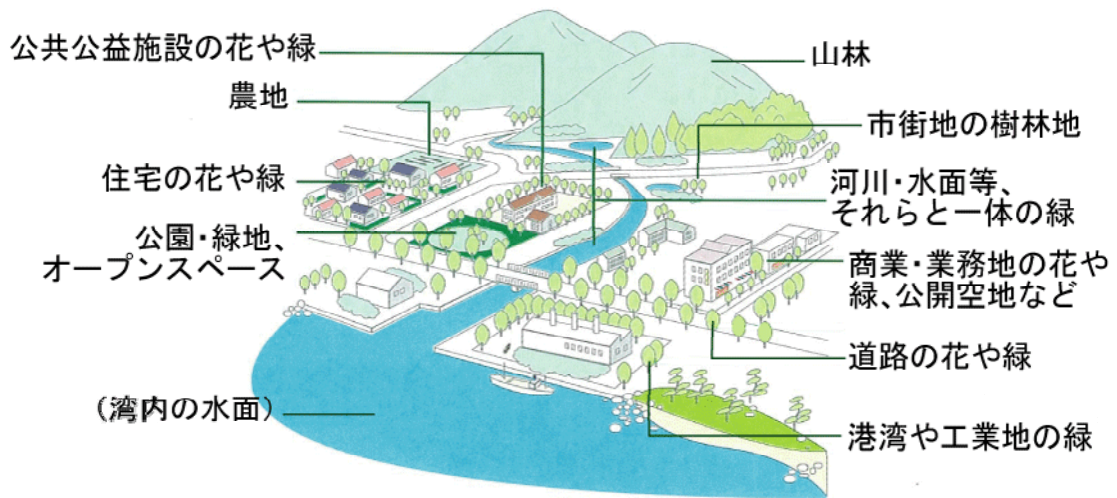
①「緑」とは

○この計画で対象とする「緑」は、市域内における

- ・公園、森林、農地、河川・水面
- ・道路や学校等の公共公益施設等の緑地または緑被されたオープンスペース
- ・民有地の樹木等の緑地または緑被されたオープンスペース

としています。また、湾内の水面も緑とともに良好な環境を形成する重要な要素と位置付けます。

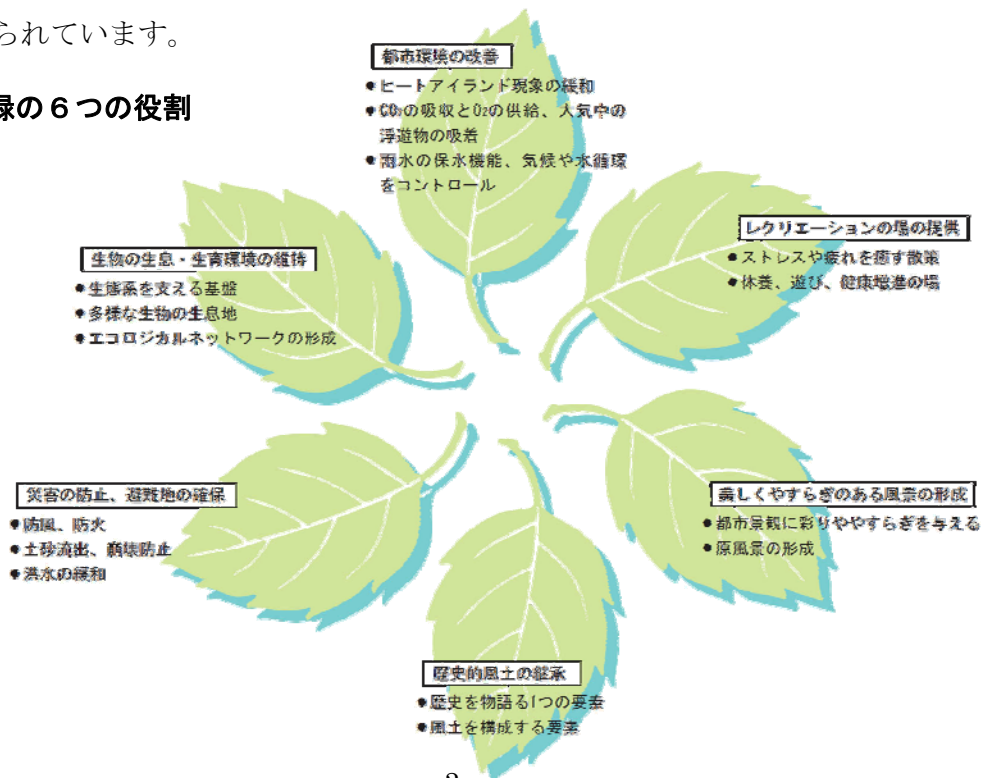
■本計画でいう「緑」



②多様な「緑の役割」

○緑は、人々の豊かな生活を生み出していくために、精神面、物質面ともに多様な役割を担っています。本市では、都市の特性や都市づくりの方向から、大きく次の6つの役割が求められています。

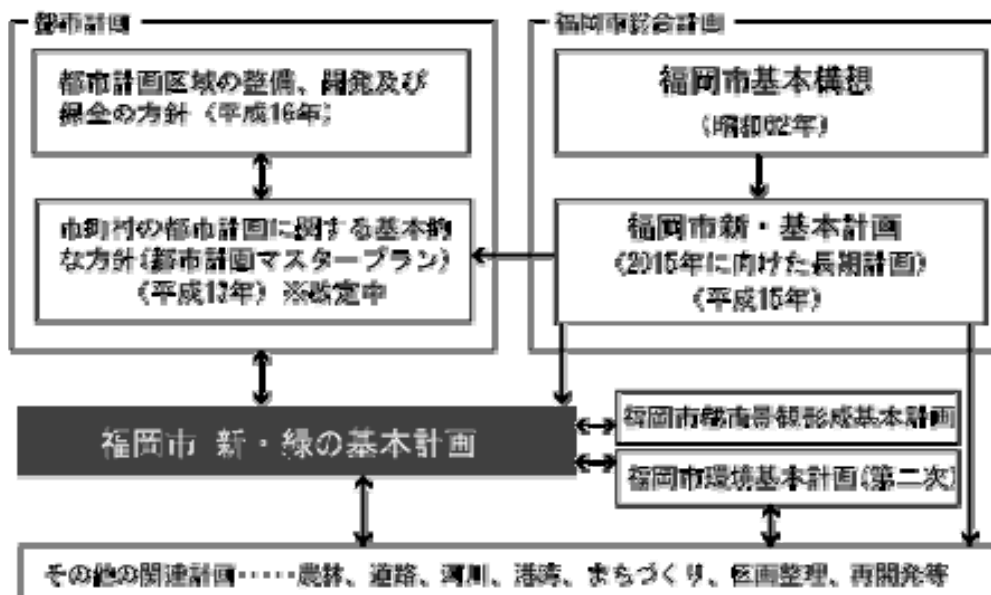
■緑の6つの役割



【4】計画の位置付け

○「福岡市基本構想」、「福岡市新・基本計画」等の上位計画や、「福岡市都市計画マスタープラン」、「福岡市都市景観形成基本計画」、「福岡市環境基本計画（第二次）」等の関連計画との整合を図り、それらの緑に関する部門を支える計画として位置付けます。

■福岡市 新・緑の基本計画の位置付け



【5】目標年次

○本計画は、概ね10年後の2020年（平成32年）を目標年次とします。また、2020年以降についても本市の緑について「将来の望ましい姿」を示します。

【6】計画の構成

○本計画書は、下記の四部構成としています。（⇒P6～7参照）

『第1部 福岡市の緑の現況と課題』

本市の緑に関する現況と課題を整理します。

『第2部 基本理念と緑の将来像』

将来の本市の緑のあるべき姿を示します。

『第3部 計画推進の基本方向と施策』

第2部の将来像を実現するために実施する施策の基本方向、具体的な施策、施策展開における重点化の方針等を示します。

『第4部 計画の推進方策』

計画を着実に実現するための推進体制、進行管理について示します。

福岡市 新・緑の基本計画の構成

第1部 福岡市の緑の現況と課題

第1章 福岡市の状況

- 【1】都市の概況
- ①経済・交通の要衝
 - ②未来へ向かい進歩している都市
 - ③歴史と伝統が息づく都市
 - ④自然を身近に感じられる都市
 - ⑤多彩な人々が集い交流する都市
 - ⑥躍動感あふれるスポーツ都市
 - ⑦アジアそして世界へはばたく都市
 - ⑧都市緑化フェアを経て高まる緑への意識
- 【2】福岡市を取り巻く社会環境の変化
- ①140万人を超えた人口と変化する都市圏の人口移動
 - ②市政に関する市民意識の変化
 - ③低下する出生率
 - ④今後10年間で急激に増加し始める高齢者
 - ⑤公共施設の更新時期の到来
 - ⑥加速化する気候変動
 - ⑦九州・アジアとの交流新時代の到来
- 【3】都市づくりの方向性
- 「福岡市新・基本計画」(平成15年)
『自由かつ達で人輝く自治都市・福岡をめざして～九州、そしてアジアの中で～』
 - 「福岡市2011 グランドデザイン」
(平成20年)
～福岡のあらゆる資源や魅力を最大限活かし、多様な主体と共働でまちづくりを進める～
 - ①「社会資本」「自然」「歴史」など、福岡市の資源や魅力を最大限活用する
 - ②まちづくりに市民、地域、NPO、企業、大学などの力が発揮できる施策を進める
 - ③モデル的・実験的な手法も交え、スピード感をもって実践することを基本姿勢とする

第2章 福岡市の緑の現況

- 【1】緑の特徴
- 【2】緑の変遷と量
- 【3】福岡市の緑をとりまく状況
- 【4】現計画の成果、施策の進捗状況
- 【5】緑に関する市民・企業の意識と行動

第3章 福岡市の緑の課題

- 【1】緑の骨格の保全・再生
- 森林の公益的機能低下を防ぐための維持管理の充実
 - 中央緑地帯など生活空間の近景となる森林・丘陵の保全と活用
 - 博多湾水際帯における緑の連続性の創出
 - 干潟の保全

- 【2】山すそから海辺までをつなぐ緑空間の充実
- 山すそから海辺まで生物多様性を高める河川、森林・農地・ため池などのネットワーク的な配置
 - 大気の浄化や自動車騒音緩和に役立つ緑の充実

- 【3】都市の魅力向上のための緑と歴史の風景づくり、まちを涼しく快適にする緑づくり
- 都心など拠点の市街地の緑の風景の向上、回遊路の形成、視点場となるオープンスペースの充実
 - 都心部のふ頭地区での魅力的な水辺空間の形成
 - 歴史を活かす緑づくり
 - 「風のみち」からまちの中に涼しい海風を導く緑の空間の確保・創出
 - ヒートアイランド現象や暑熱環境を緩和するとともに、街路などに木陰をつくる緑の充実

- 【4】心を癒し生活に潤いをもたらす身近な緑の充実
- 市民ニーズの多様化に対応した、公園の適正配置および既存公園の再生
 - 地域の緑の拠点となる公共公益施設の緑化
 - 緑豊かで身近な民有地の緑化
 - 子どもが安心して遊べ、自然を学べる場づくり
 - 高齢化の進展などに伴う健康づくりや社会参加の場の提供

- 【5】安全で安心できる緑空間の確保
- 大震災火災時の延焼防止、災害時の避難地等の充実
 - 市街地の浸水被害防止の空間の充実
 - 公園利用者の安全性と防犯対策の強化

- 【6】市民・企業による主体的な緑のまちづくりの促進
- 市民・企業の緑のまちづくりへの参加促進
 - コミュニティによる緑のまちづくりの促進

第2部 基本

第1章 基本理念

風格ある緑豊かな環境共生都市・福岡をめざして
市民・地域・企業とともに

理念と緑の将来像

第2章

緑の将来像

- 【1】 緑の将来イメージ
- 【2】 緑の将来像図
- 【3】 計画期間における緑の目標値(平成32年)

現況値 ⇒ 目標
H19 H32

- 全市域における緑の面積
18,864ha ⇒ 18,864ha
(緑の総量を維持)
- うち持続性のある緑の面積
10,809ha ⇒ 11,549ha
- 市内の緑による二酸化炭素吸収量、屋上緑化による二酸化炭素排出削減量
 <吸収量>
約79,740 ton-CO_2 /年
⇒ 約87,380 ton-CO_2 /年
 <削減量>
約20~100 ton-CO_2 /年
⇒ 約80~380 ton-CO_2 /年
- 身近な地域において緑が豊かであるとじている市民の割合
24.1% ⇒ 55%

第3部 計画推進の基本方向と施策

第1, 2章 基本方向、施策

1.【骨格】

森の緑地環、緑の腕、博多湾水際帯を守り、つなぎます

- (1) 「森の緑地環」と「緑の腕」を守り、活用する
- (2) 博多湾水際帯の緑を守り、つなぎ

2.【むすぶ】

山すそから海辺まで緑の水脈と緑のみちで結びます

- (1) 「緑の水脈」を充実させる
- (2) 「緑のみち」を充実させる
- (3) エコロジカルネットワークを形成する様々な緑を充実させる
- (4) 農地を守り、農と親しむ

3.【拠点】

九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい個性と風格を、緑と歴史でつくります

- (1) 花と緑あふれる都心部と都心部ウォーターフロント地区をつくる
- (2) ヒートアイランド現象緩和に役立つ緑をつくる
- (3) 多様な緑の顔をつくる
- (4) 歴史的風致を形成する緑等を守り、つくる

4.【身近】

心を癒し身近な生活に潤いをもたらす緑をつくります

- (1) 都市公園を整備する
- (2) 都市公園以外の公園的空間を充実させる
- (3) より市民ニーズに応える公園緑地等にする
- (4) 多くの人が利用しやすい公園緑地等にする
- (5) 公園緑地等の管理・運営を充実させる
- (6) 公園緑地等と周辺地域が連携した緑づくりを進める
- (7) 緑あふれるまち並みを形成する
- (8) 身近な歴史文化遺産を守り、緑で彩る
- (9) 緑で循環型都市づくりに貢献する

5.【安全・安心】

福岡県西方沖地震等を教訓に、安全・安心を支える緑をつくります

- (1) 災害を防止する緑を充実させる
- (2) 避難場所、避難路、救援復興拠点等を確保する
- (3) 誰もが安全に利用できる公園緑地等にする

6.【共働】

市民・企業による主体的な緑のまちづくりを支えます

- (1) 市民・市民団体・企業の緑のまちづくりへの参加を促進する
- (2) 市民・市民団体・企業の活動を支援する
- (3) 緑に関する人材を育成する
- (4) 緑への知識・関心を高める
- (5) 推進体制を強化する

第3章 重点化の方針

重点化の3つの柱

重点分野

環境

- ア 二酸化炭素吸収など多様な公益的機能を有する森林の保全
- イ 中央緑地帯等の緑の腕の保全と管理を核とした、緑のエリアマネジメントの促進
- ウ 博多湾東部地域における緑づくり
- エ 様々な緑の充実による市街地のエコロジカルネットワークの強化
- オ ヒートアイランド現象緩和に貢献する緑の創出

風格

- カ 都心部での緑の顔づくり、歴史を彩る緑づくり
- キ 新たな拠点における緑の顔づくり

癒し

- ク 既存ストックを活かした、多様なニーズに対応する緑の公共空間の充実
- ケ 市民の生活に密着した緑の創出
- コ 子どもが健やかに育つ緑の充実
- カ 健康づくりの場となる緑の充実
- シ 災害への備えとなる緑とオープンスペースの充実

[上記12の重点分野を支える取り組みの方向性]

市民による緑のまちづくり活動の促進、企業による緑を通じた社会貢献の促進、新たな制度等の活用

